

○令和3年度大江町定住促進住宅新築支援事業住宅ローン補助金交付要綱

令和3年4月1日

(目的)

第1条 町長は、町内に定住することを目的に住宅を新築、又は新築住宅を購入するための資金を金融機関等から借り入れる者に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和56年3月23日規則第3号)及び大江町定住促進住宅新築支援事業実施要領(令和3年4月1日施行。以下「実施要領」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することで居住者の経済的負担を軽減し、定住の促進を図る。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 実施要領第5条に定める事業計画承認を受けていること。
- (2) 令和3年分の所得税における住宅借入金等特別控除の適用要件を満たしていること。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、令和3年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除額と同額又は30万円のいずれか低い金額とする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間は、当該補助対象住宅を居住の用に供した年の4月1日の属する年度から起算して3年を上限とし、前条により算出した金額を交付対象期間内において年度ごとに交付するものとする。

(補助金交付の申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、大江町定住促進住宅新築支援住宅ローン補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に下記の書類を添えて、令和4年3月25日までに町長に提出しなければならない。但し、申請者の外に当該補助対象住宅の新築または取得に係る借入金の持分を有する世帯員がいる場合、当該世帯員に係る下記書類を含めて申請者が提出するものとする。

- (1) 大江町定住促進住宅新築支援事業計画承認書
- (2) 住民票謄本
- (3) 令和3年分の所得税の確定申告書の写し

(補助金交付の決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、大江町定住促進住宅新築支援住宅ローン補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付している補助金があるときは、当該補助金について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第2条に規定する交付対象者の要件を満たすことができなくなったとき。
- (3) 当該住宅ローンに係る金銭消費貸借契約を正常に履行できなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。